

野田市公務員等の旅費支給規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 12 号

野田市公務員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

野田市公務員等の旅費支給規則（昭和 46 年野田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（旅行業者等）

第 4 条の 2 条例第 2 条第 1 項第 8 号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者
- (2) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 13 条第 1 項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 4 条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 23 条の 3 第 2 項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業を営業者
- (5) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 7 項第 3 号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業を営む者
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 7 条第 1 項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 55 条第 1 項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの
- (9) 割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）第 31 条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（市との契約によりカード等（同法第 2 条第 3 項第 1 号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる

者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。)

- 2 条例第2条第1項第8号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。